

# 明治後期における小学校教員養成所をめぐる 法令構想と運用実態

加 島 大 輔

## 第1節 はじめに——問題の所在

本稿は、明治後期、なかでも師範教育令の公布された1897（明治30）年以降を中心として、教員養成所あるいは教員講習所等の名称を持つ、師範学校外にありながら小学校教員養成を目的とした機関（以下、教員養成所と総称する）に焦点をあて、その教員養成制度における位置づけを試みることを目的とするものである。

まず、この時期の教員養成制度の状況を概観しておきたい。師範教育令（明治30年勅令第346号）公布後、師範学校は「現実的な教員供給機関としての性格を強めていく」<sup>1</sup>。また別稿に記したように、明治30年代前半には、同令の改正作業が文部省普通学務局長を務めた澤柳政太郎を中心に行われる。ここでは師範学校の年限短縮、また教員養成機関の範囲を拡大するような改編が企図されたが、作業はなんらかの事情によって頓挫する。結局、教員養成制度の改編は師範教育令の改正ではなく、新たに師範学校規程（明治40年文部省令第12号）を発することによって行われたのである<sup>2</sup>。

一方、戦前期における小学校教員養成の制度は次のような基本的性格を持ち合わせていた<sup>3</sup>。第一に、教員輩出数においては中心を占めるに至らなかった一方、理念上は師範学校本科を小学校本科正教員<sup>4</sup>養成に

については唯一の正統な養成機関としたことである。また第二に、中央の法令上において師範学校以外の教員養成機関が規定されることがなかったことである。しかも、内容や設備等について輩出される教員の質に関わるものとして厳しい規制が加えられたことに伴い、その設置主体は公立すなわち北海道庁府県に限られた。

教員養成所はこのような教員養成の原則のなかで設置されていたのである。あらかじめ各地の教員養成所に関する規程からその特徴をまとめておくならば<sup>5</sup>、まず週30時程度というフルタイムの教授時数を持っていた。つまり、夏期講習会など現職教員対象の組織とは区別されるべきものである。したがって、入学資格は高等小学校卒業程度のみを要件とした場合が多く存在した。また、手当金を給付した場合あるいは授業料を徴収しない場合はとくに、修了後の服務義務を課していた。このようにフルタイムである時点で「学校」的なのであるが、さらに制度上それらは各種学校という一種の学校組織として、つまり「教員養成」のための「学校」として存在しえたのである。

教員養成史研究においては現在、師範学校出身者が教員層の多数を占めえなかった事実に注目し、師範学校外における教員養成について教員検定制度の具体的内実の解明、府県教育会等による講習会等の教員養成事業に関する研究を通じた実態把握が進められている<sup>6</sup>。本稿も同様の事実を重視する問題関心を持つものであるが、教員養成所を検討する視点としては、既述のような二つの教員養成制度の原則を重視したい。教員養成所が教員養成制度のなかでいかに存在しえたか、唯一の機関とどのような関係にあるのかを検討することで、制度上における相対的、客観的な位置づけを試みたいということである。

このような本稿の立場からすれば、佐藤幹男氏はすでに、本稿でも扱う『文部省例規類纂』（以下『例規類纂』と略称）から「全国的に教員補充の有力な方策として展開されていく府県や郡市の教員養成所ともい

うべき講習会、講習所」について「ほぼ一九〇〇年代前半で文部省の公認のもとで定着したとあってよいであろう」と結論づけている。本稿はさらに、教員養成制度において師範学校外の「学校」組織が「養成」を受け持つということは、前述したような師範学校を法令上唯一の養成機関とするという法制上の原則において矛盾を来す存在にあたるのではないかという関心を持っている。すなわち佐藤氏が教員養成所について、文部省が「現実を追認しつつ、その内容の充実という方針で臨むようになった」としているその「現実」が制度上なぜ可能であったのかを検討してみたいということである<sup>7</sup>。

したがって本稿は、第一に師範教育令改正をめぐる動向における、教員養成所に対して期待された、担わせようとした役割という法令構想から、第二に、運用実態の検討を通して、教員養成所の教員養成制度における位置づけを、当時の教員養成制度の原則を踏まえたうえで、教員養成所が法令上いかに存在しえたかという関心を持ちつつ行おうとするものである。これは、小学校教員をどこで養成するのかという教員の質に関わる重要な問題であると考えられる。また、師範学校の初等教育－国民教育体系における主導性が、初等教育に規定される構造のなかでのみ存在可能であったとするならば<sup>8</sup>、その構造が師範学校外の「養成」機関を可能にしているとも考えられ、師範学校の位置づけを相対化する契機を含んでいるといえよう。理想的には、師範学校の各学科や他の教員供給源を含めて全体の位置づけを行う必要があるが、さしあたって教員養成所を手がかりとするものである。

## 第2節 教員養成所をめぐる法令構想——師範教育令改正の動向と教員養成所

1900（明治33）年ころを端緒として、文部省内を中心として師範教育令の改正を企図する動きがあった。この動向については別稿に詳述した

ので、ここでは教員養成所に関わる部分に限定して記述したい<sup>9</sup>。本稿として注目すべきは、ここで師範学校外の教員養成機関を法定する動きがあったこと、すなわち教員養成所の法制化をめぐる政策立案が展開されていることである。この改正は実現しなかったものの、教員養成所に関してはそれゆえにその後の位置づけが変化しているといえる。

## (1) 教員養成所設置を含む第五回高等教育会議への諮問

### ① 諮問までの経過と諮問内容

1900年2月以降、文部省では、澤柳普通学務局長を委員長とする師範学校学科程度調査会が活動を開始した。この調査会の活動は、当初委員の専門とする学科について調査を行うこととしていたものの、9月には師範教育令改正の作業が進行しているとの報道がなされた<sup>10</sup>。具体的には第三次小学校令の完全実施によって児童数が増加することを見こして「教員補充策を講ずるを、同令の主要眼目とな」したものとされた。第五回高等教育会議への文部省からの提出議案についても「講習科、速成科等も、充分の拡張をなす」ものになると伝えられている<sup>11</sup>。

同年12月15日から22日にかけて、第五回高等教育会議が開催され、「諮問案第一」として「師範教育ニ関スル事項」が提出されている<sup>12</sup>。ここでは「学校ノ設置ニ関スルコト」で「私人」が文部大臣の認可を経ることで男女の各高等師範学校、師範学校設置が認められるとする内容が目を引く。ただし、これについては、師範学校の学科・設備等に厳しい規制があったことを踏まえてか「私立を許すも設立するもの無かるべしとの趣意より、全然許さざるごとくして原案を否決」と、決議に際して削除されている<sup>13</sup>。しかし、この諮問案が高等師範学校、師範学校を官公立に限るという原則を転換するようなラディカルな傾向を持ちあわせていたことは見てとれよう。

さらに、教員養成所に関わる事項として「第七、小学校教員講習所ニ

関スルコト」では、

- 一、郡又ハ市ハ小学校教員講習所ヲ設置スルコトヲ得ルコト、ス
- 二、小学校教員講習所ノ学科ヲ分テ甲乙丙三種小学校教員講習科トス但シ丙種小学校教員講習科ハ師範学校ニ限り設置スルヲ得ルコト、ス〔以下略〕

と決議された。つまり、この会議で決議すなわち是認されたのは、第一に、来る師範教育令改正にあつては、府県立である師範学校に対して、郡市立の小学校教員講習所の設置が認められるということである。言いかえれば、師範学校外における教員養成機関の法制化が企図されていたことが明らかである。また、このうち乙種の講習科は「小学校ノ准教員タラントスル者ニ必須ナル学〔科〕目ヲ講習セシムルヲ目的ト」していた。したがって第二に、小学校本科正教員養成を本務とする師範学校に対して、「准教員」養成を行う、いわば低度な内容の機関が是認されるということであった。加えて、報じられたところによれば、このような「講習科」は新しく設置されるものというよりは、従来からの郡市における「定期又は臨時の教員講習会開設の挙」を「明かに之を法定」することだとい<sup>14</sup>、むしろ各地の教員養成所等を法制度上に明確に位置づけようとしたものと考えられる。

## ②諮問の背景

このような、小学校教員養成制度の原則における、師範学校のみを法定化するという原則の改編を含む動向は、いかなる背景のもとに構想されたものなのか。それを示すと思われる資料を検討してみたい。前出の澤柳政太郎は当時普通学務局長の職にあり、師範学校学科程度調査会で委員長を務め、また高等教育会議は主催する側の立場にあった。師範教育令改正をめぐる動向にも、澤柳が関与しているものと考えられる。澤柳は1899（明治32）年において省内で「師範学科取調委員長」に就いて

おり、10月には樺山資紀大臣宛てに「師範学校学科課程表」を提出し、師範学校の修業年限を予科男女各1年、本科男子4年、女子3年とする高等教育会議提出の諮問案と同様の予科必置を提示している<sup>15</sup>。具体的に「取調委員長」として提出された文書は他には見出していない。ただ、彼の文書中には1901（明治34）年ころのものとされる「小学校教員補充案」が残されている<sup>16</sup>。これは「明治三十二年以来本省へ建議スル所ノ事項中本件〔小学校教員の補充について—引用者〕ニ関係ヲ為セリト認ムルモノ其他」について述べたものである。

この第11番目に記された「小学校教員講習科ヲ設ケシムル事」に構想の背景を垣間見ることができる。すなわち、「各地方ニ於テ漸次該講習科ノ必要ヲ認メ之ヲ開設スルニ至」ったとの教員供給源に対する現状認識を示しており、これはすでに設置された地方の講習会あるいは教員養成所を指しているのであろう。そうした教員養成所等について筆者は、設置されてはいるものの「功果ヲ見ルニ至」っておらず、それは「是等ノ価値ヲ議論スルコトノ十分ナラサル」ことに理由があるという。そして次のように述べる。

要スルニ講習科卒業生タル師範学校ニ於テ規定ノ教科ヲ履修シタルモノニ比スレハ同一視ス可カラサルハ勿論ナレトモ今日ノ如ク無資格教員ニ一任スルノ危険ナルニ比スレハ其優レルコト万々たり

このように、「講習科卒業生」は師範学校卒業生と「同一視」できないと断りながらも、それでもなお無資格教員に学校教育を委ねることに比すれば「万々」であり、さらに「講習科」が「完全ナル教員」補充までの過渡的な政策であると表明している。

これは、1901年中に開催されたと思われる、地方長官会議に「小学校教員講習所」設置が諮られた際の説明と同様の方向性を持つものといえる。すなわち「目下ノ状況ニ徴シ教員養成ノ方法ヲ容易ナラシムルノ必要ヲ認メタルモノニシテ即現行制度ノ缺ヲ補ヒタルニ過キサルナリ」<sup>17</sup>

という、師範学校だけでは教員供給に不足を来すという「現行制度」に対して、より簡易な方法を採用することが一応正式な理由として示されているわけである。

つまり、これらの文書からは、一つには「小学校教員講習科」が教員の補充を第一の目的として設置することを目指していたことが示されている。そして二つには、無資格教員を任用するよりは、より低度なものであっても有資格教員を輩出し、その養成機関を法制化するという、現実的な選択を行おうとしたといえるのである。「小学校教員補充策」は、

各郡市ニ於テ小学校准教員講習科ヲ開設セシメ而シテ府県ニ於テハ各郡市ニ於テ養成スル所ノ准教員ヲ蒐集シテ正教員講習科ヲ開設セシムルハ目下教員補充ノ考按中最価値アルモノト認ムルコトヲ得としており、郡市レベルで准教員を養成し、府県レベルでその准教員を正教員にランクアップさせるという明確な構想がその選択を後押ししていたということができよう。

## (2) 師範教育令改正案の成文化と教員養成所

上述してきたように、師範教育令改正への動向は、高等教育会議、またそこでいかなる議論が交わされたかは明確でないものの地方長官会議を経て、1902（明治35）年2月には文部省内で同令改正案が成文化されている。この改正案には、まず普通学務局第一、第二、第三各課長、局長発、大臣、総務長官、参事官、視学官、図書課長宛てと思われる、文部省罫紙に毛筆で記された「師範教育令ノ件」、次に、同じく文部省罫紙に毛筆で条文が記され、欄外に「秘」の印、さらに鉛筆で「決定」とある「勅令案」、さらに表紙に「中川視学官」と記入された、活字による「師範教育令改正案」の三種が認められる<sup>18</sup>。

特に一番目の文書は閣議に上程することを前提としたらしく、文部大

臣發内閣總理大臣宛ての「請議案」、文部大臣發内務大臣宛ての「協議按」が付されている。ここでは、

小学校教員ノ不足スルコト甚シキ今日ニ在リテハ郡市ヲシテ小学校教員講習所ヲ設置スルヲ得シムルヲ得策ナリトス〔中略〕其他現行勅令中或ハ明瞭ヲ缺キ或ハ不備ヲ感スルノ点尠カラサルヲ以テ師範教育令改正ノ緊要ナルヲ認メ茲ニ改正案ヲ具シ閣議ヲ請フ

として、小学校教員の不足を理由にした小学校教員講習所設置が述べられている。実際の条文中には、第8条で師範学校および女子師範学校に小学校教員講習科を置くことができるとする一方、第14条に「郡又ハ市ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ小学校教員講習所ヲ設置スルコトヲ得／小学校教員講習所ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム」とされた。

加えて澤柳文書には、この改正案と同時に公布する予定であったとみられる「師範教育令施行規則」案が含まれている<sup>19</sup>。それまで、師範学校令また師範教育令に付随する事項については個別の具体的省令によって対応されていたが、ここでは附則第108条に廃止省令が列挙され、それら関係法令を一括して内容に含むものとして構想されたことがわかる。

だが、この師範教育令改正の動向は結局頓挫することになる。その理由は未だ明らかでないが、ただ、1903（明治36）年11月の第八回高等教育会議における建議案第三は「師範学校ニ関スル現行諸規程ヲ速ニ改正發布アランコトヲ望ム」と題して、第五回会議への諮問にもかかわらず改正法令がまだ發布されておらず、府県が「諸般ノ施設上不便ヲ感スルコト少ナカラス」と指摘している<sup>20</sup>。澤柳文書に含まれる一連の法令案は、師範教育令改正案には明記されている小学校教員講習所が、同令施行規則案には見あたらないなど、改正案の検討が中途にとどまったことを示唆している。



### (3) 改正動向にみる教員養成所の位置づけ

以上の動向から、教員養成所をめぐる法令構想をまとめておきたい。まず一つには、師範教育令改正案にみる小学校教員講習所が、各地ですでに設置されていた講習会等を想定した機関であったことである。その中には、教員養成所が含まれると考えられる。それは、次節にみるように当時文部省が教員養成所設置を是認していたこと、そして次のような指令を府県知事宛てに発していることからもうかがえる。すなわち1901年5月、文部省は澤柳普通学務局長名で「師範教育令及其施行ニ関スル諸規則ハ近々改正可相成趣」を新聞雑誌等が報じていることにふれながら、「師範学校以外郡市ニ於テモ小学校教員講習所ヲ設置スルノ運ニ至ラシムルカ如キ〔中略〕義ハ師範教育令ノ改正ノ如何ニ関セス」取り計らうよう指令している<sup>21</sup>。同令改正がなされる前にこの名称を登場させていることから、すでにそれを想定するものが共有されたと考えるのが妥当であろう。

したがって二つには、師範教育令改正案が想定した小学校教員講習所が教員養成所であったとするならば、同令改正が実現すれば教員養成所は師範学校とともに、1900年小学校令施行規則に規定された、教員試験検定の科目免除の対象である小学校教員講習科を設置するものとして法的根拠を得て存在することになった。さらに、従前の講習科が文部大臣の認可によって設置されていたのに対し、地方長官レベルで処理できることになっていた。その背景には、郡市では准教員を養成し、さらに府県レベルで正教員へとレベルアップさせるという明瞭な構想が存在した。そしてその構想が、教員養成制度の性格の改変を含む制度設計を支持していたのである。

### 第3節 教員養成所の運用実態

教員養成所の法定化を含む師範教育令の改正が実現しなかった以上、文部省は既存の法令の解釈によって、地方の教員養成所の設置や内容について対処せざるを得なかった。具体的には、府県からの問いあわせに対する文部省の回答という形に現れており、これは『例規類纂』中に見ることができる。教員養成所が中央の法令上に規定されず、『例規類纂』が準法令的に扱われたことを考えれば、事実上ここでの文部省の方針が教員養成所を規定していたといえよう。そこで本節では、実際の運用をこの例規、さらに各地の教員養成所に関する規程の変化から検討し、教員養成所をめぐる解釈を明らかにしていきたい。

#### (1) 教員養成所設置の是認

『例規類纂』の教員養成所に関する往復は1897年、秋田県との「郡市ニ於テ小学校准教員乙種検定準備場開設ニ関シ県費ヲ以テ奨励方」<sup>22</sup>が最初である。同県は、これ以前に准教員養成所の設置計画を却下されており、それに対して再び弁明する形となっている。

特ニ県庁ヨリ教員養成所ノ名目ヲ一定シテ之ヲ設立セシムルモノニ  
無之即郡市ノ任意ニ設立セル乙種検定準備場ニ奨励費ヲ附与セント  
スル義ニ有之

秋田県はこのように述べ、今回はすでに存在する「検定準備場」への奨励事業であり、県が一律に主導するものではないとしている。これに対して文部省は種々の条件を付した上で「検定準備場」設置を許可したのだが、その条件からはこの秋田県の事業に対する姿勢が読みとられる。特に「第十一条中ニ養成所トアルハ穩当ナラサルニ付検定準備場ト訂正セラレタシ」と述べ、「教員養成所」の名称自体が「穩当」ではないと問題視している点からは、師範学校以外に「教員養成所」なる教員養成

のための機関が設置されることを不相当と判断していることが分かるのである。また「第九条ニ乙種検定ヲ施行スヘシト規定有之候処教員検定ハ知事ニ於テ施行セラルヘキ儀ニ付本条ハ削除セラレタシ」と、「検定準備場」に関する規則に、修了者に対する教員検定について規定することをも許していない。結局、秋田県はその後明治40年代に入って教員養成所の設置が計画されるまで、教員養成所ではなく「検定準備場」を置いたのである<sup>23</sup>。

ところが、「小学校准教員養成所設置方」<sup>24</sup>によれば、翌1898（明治31）年2月には山形県ですでに「教員養成所」が設置されている。「本年二月十八日付発官第五四一号ヲ以テ御報告ニ及ヒタル小学校准教員養成所ノ儀ハ御省ニ於テ各種学校ト認メラレ」と述べられていることから、第一に、秋田県の事例とは異なり、文部省が府県主導による「教員養成所」の名称を持つ機関の設置を許可していること、第二に、それが文部省によって各種学校として設置されるものと認知されていること、すなわち一種の学校組織として存在し得ると考えられていることが明らかである。とはいえ、山形県が次のように述べていることから、教員養成所設置に対する文部省の出方を窺っている様子が見られる。

今回設置ノ養成所ノ如キモ右農事講習所等ト同一ノ考ヲ以テ昨年通常県会ノ議案ニモ別ニ項ヲ設ケス学事諸費中ノ一目トシテ該養成所費ヲ置キタル儀ニ有之候

と教員養成所がすでに設置されている「農事講習所」等と同様の施設であるとしさらに、

若シ又養成所ノ名義ニテハ其事実ノ如何ニ拘ラス所詮御聞置難相成儀ニ候ハ、無已次第ニ付講習会又ハ〔中略〕検定準備場等ノ名義ニ改ムル外無之候

として、秋田県に対しては「不穩当」と回答された「教員養成所」という名称を留保する姿勢を示す。しかしながら文部省は、この事例を許可

しているのである。

このように見てくると、当初、師範学校以外に「教員養成所」との名称を付した機関の設置を「不穏当」とした文部省は、その設置を是認する方向へと変化したということができ、しかもそれは各種学校という一種の学校組織として設置されることになる。本稿が問題とする、師範学校外の「学校」組織が「養成」を受けもつ事態となり、さらにそれが認可されているのである。この教員養成所が、法制上の原則において矛盾を来す存在ではないかとの疑問は、いかに解決されたのであろうか。

文部省は、教員養成所に対して教員の直接的養成の機能を担わせることについて是認しているというよりは、教員養成所においてはそれが法令上不可能であることを前提にしていると考えられる。つまり、文部省がすでに秋田県に対して指摘していたように、教員免許状の取得には教員検定を経なければならず、その教員免許状は府県知事に授与の権能が属しており、教員検定試験は府県の小学校教員検定委員会によって施行されるのであり、教員養成所の機能は限定されざるを得ないということである。したがって、師範学校という教員養成機関とは、教員制度上においては互いの機能は住みわけた状態にあったといえる。これは、例えば、前述した山形県の事例で、本来であれば師範学校が行う小学校教員養成を担うはずの教員養成所が「農事講習所」と同様の施設であると述べられているのも、この点において理解されるべきものと考えられる。また別の照会では「尤モ該所ノ科程ヲ卒業シタル者ニ対シテハ試験検定ヲ行ヒ合格ノ者ニ限り免許状ヲ授与スル見込ニ有之候」<sup>25</sup>と、教員養成所修了が教員免許状授与の要件にならないことが強調され、直接的な教員養成機関であることは否定されているのである。

つまり、教員養成所が師範学校を法令上唯一の養成機関とするという制度上において存在しえたのは、その機能を限定されたものとして解釈したことによるものであったと考えられるのである。したがって、本稿

が問題とするような、教員養成制度において師範学校外の「学校」組織が「養成」を受けもつという制度上の問題は、文部省はその法解釈によって乗り越えたということである。佐藤氏が述べるような教員養成所の「公認」も、限定された機能という法解釈によってなされたということができよう。

## (2) 限定された機能ゆえの教員養成所の拡大

しかし、実際にはこの「限定」された機能のゆえに、教員養成所は一面において広がりを見せるのである。1904（明治37）年、岡山県との往復「小学校教員養成所設置認可施行方」<sup>26</sup>を検討しよう。まず、岡山県は師範学校本科、講習科、さらに教員検定等の方法によっても教員の不足を補充できないため、「公立私立ニ於テ別紙ノ規程ニ適合候者ニハ小学校教員養成所ノ設置ヲ認可シ教員補充ノ方法ヲ画策致度候」と申請理由を述べている。ここで注目されるのは、従前の郡立など「公立」のみならず、「私立」の教員養成所も設置が可能と規定している点である。官公立本体である師範学校に比すれば「私立」の教員養成機関は異例の存在であるが、これもやはり限定された機能解釈からは可能なわけである。

また、この規程による教員養成所には「小学校本科正教員養成部」「小学校裁縫科専科正教員養成部」「尋常小学校本科正教員養成部」を設置し得ることとなっている。従前見られたような准教員の養成ではなく、1900年の小学校令施行規則において師範学校本科程度とされた正教員の養成を目的とする教員養成所設置が想定されているのである。これは、師範学校を小学校本科正教員養成の唯一の正統な機関とする、教員養成制度の原則の一つからすれば、限定された機能解釈のゆえの変則形の登場といえるであろう。

このように、限定された教員養成所の機能という前提は、教員養成所

の設置主体、養成される教員の種類を拡大していくことをも可能にしているのだと考えられる。実際に、設置主体、養成される教員の種類は、各地の教員養成所に関する規程によれば、これ以後においてそれぞれ拡大していることが確認されるのである（註5の⑬、⑭、⑮、⑯）。

そしてさらに修了者の教員免許状取得について、従前同様に試験検定を経ることを前提としながら、無試験検定を1900年小学校令施行規則におけるその該当者に対しては行おうとしていることが注目される。ただし、この無試験検定の受験資格はあくまでも中等程度の学校卒業者が対象であり、教員養成所修了が要件ではないことに注意する必要がある。

ところが、1910（明治43）年の例規「尋常小学校准教員養成所養成期間六箇月ノモノニ無試験検定ニテ教員免許状授与スヘカラス」<sup>27</sup>では、教員養成所「修了」の意味に変化がみられる。ここでは、同年2月に三重県が文部省に示した尋常小学校准教員養成所に関する規程中、第4条の規程が問題視されている。文部省は、

養成期間六箇月ノモノニ対シ無試験検定ニテ尋常小学校准教員ノ免許状ヲ授与セラレ候ハ明治四十年四月文部省令第十二号師範学校規程第七十条ニ照シ期間短キニ失シ候ニ付相当御変更相成度とする。ここでは教員養成所修了者への無試験検定による免許状授与の要件が問題なのだが、焦点は師範学校規程第70条に規定された、師範学校講習科の教員養成の期間に比して短すぎるといふ、養成の「期間」にあることになっている。これは例えば「本所ノ課程ヲ了フルニ当リ特ニ生徒ノ為メ小学校教員検定試験ヲ行フコトアルヘシ」（註5の①）など、従前みられた試験検定実施規程とは意味が異なる。すなわち、尋常小学校准教員免許状に限られるのだが、ここでは教員養成所の修了自体が無試験検定の要件なのである<sup>28</sup>。

そこで、師範学校規程を見てみたい。上記で引きあいに出された第70条中、尋常小学校准教員養成に関して規定した部分は次の通りである。

尋常小学校准教員タラントスル者ノ為設クル講習科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ身体健全、品行方正ニシテ修業年限二箇年ノ高等小学校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等ノ学力ヲ有スル者トシ其ノ講習期間ハ一箇年以上トス

この「一箇年以上」に満たないことが、三重県に対して問題とされたのだと考えられる。師範学校講習科は、従前から現職教員「講習」を行うのみならず、新たに教員資格を得ようとする者を収容していた<sup>29</sup>。ただ、師範学校規程が初めて、入学要件や養成の期間を明文として条文中に規定したことが重要であろう。そしてこれ以降、同第70条の養成期間の要件に合致する、無試験検定で免許状を授与する教員養成所が出現する<sup>30</sup>。教員養成所に対する指令が見当たらないことから定かではないが、尋常小学校准教員養成レベルの教員養成所について、師範学校講習科に準じることが求められたとも考えることができる。

教員養成所修了を要件として無試験検定が行われるに至ったことの意味を考察するために、さらに正教員レベルの教員養成所、また師範学校講習科の位置づけについてみてみよう。まず正教員レベルの教員養成所については、管見の限り、この後も教員免許状取得のためには試験検定を経なければならず、准教員レベルのそれとは位置づけが異なっていた（註5の⑯）。しかし実際には修了時に臨時試験検定が行われ、その臨時試験検定委員が教員養成所の講師を務めていた事例が明らかにされている<sup>31</sup>。そして師範学校講習科では、師範学校規程第70条に準じたものについては、卒業者の試験検定の全科目を欠いてもよいとされるに至っている<sup>32</sup>。つまり、准教員レベルの教員養成所、正教員レベルの教員養成所、そして師範学校講習科というそれぞれの教員養成に関わる機関は、それぞれ無試験検定、試験検定、検定全科免除と、それぞれの修了者の扱いを中心に位置づけが異なっていた。その相違は、おそらくは輩出する教員のレベル、またその機関自体が法的な根拠を持つかどうかと

いった条件に左右されたと考えられる。しかし、いずれの機関にも共通しているのは、教員検定を経ることで初めて教員免許状が得られるということであった。すなわち、「無検定」で免許状を得る師範学校本科に対して、たとえ「無試験」であっても「検定」を経るということは、これまで述べてきたような限定された機能解釈の延長線上に位置づくものと考えられるのである。師範学校規程公布の前後に、ここで挙げた三つの機関の位置づけが変化したことは、義務教育年限延長に伴う尋常小学校の学級数増加という現実に対応するように変化したともいえよう。そしてその現実対応は、法令改正を行わずとも、すなわち師範学校を唯一の正統な教員養成機関とする法制上の原則を変更することなしに行われていたのである。

#### 第4節 おわりに——教員養成所の現実対応という変化

師範教育令改正が実現しなかったことと、その後の教員養成所の運用実態の関係についてまとめておきたい。改正が実現すれば、教員養成所は郡市が設置する公立の准教員養成機関として機能し、府県レベルの師範学校講習科等は准教員を正教員にレベルアップさせるという役割分担が可能になったであろう。そして師範教育令という教員養成の基本法令に根拠を得て存在することができたはずであった。しかし、実現しなかったがゆえに、すなわち教員養成所は法的な根拠を持たなかったがゆえに、他の法令に触れない範囲で存在せざるを得なかった。それは具体的には、教員養成において限定された機能を持つものとして解釈されたということであった。だがそのことによって設置主体としての「私立」の是認、師範学校外の学校組織による正教員の養成といった拡大がもたらされた。この場合の「養成」の意味は、むろん検定を経たうえで完了するのであるが、その後尋常小学校准教員について教員養成所が無試



験検定の要件を得るに至るのである。その要件を得たこともまた、「無試験」とはいえ「検定」を経なければならないという意味においては、限定された機能解釈の延長線上に位置づくものであった。改正師範教育令が実現した場合の教員養成所卒業者の扱いは知ることができないのだが、しかし、実際には教員養成所は教員の量的確保という意味での現実的な対応を果たすように変化したともいえるのである。

本稿は、教員養成所の教員養成制度における位置づけを試みてきたが、実際に設置された教員養成所は数多く、また講習会等の養成事業を含めればその全容を把握するのは容易ではない。その意味で本稿は、法制度上の位置づけを明らかにするという入り口に立ったにすぎない。たとえば第1節でまとめた教員養成所の特徴には、私設が可能になるにつれて、手当金とそれに対応する服務義務など師範学校に類する制度が必ずしも規定されなくなるといった変化がもたらされた。つまり、この時期の法解釈による教員養成所の位置づけの変化は、本稿が検討したような法制上の問題にとどまらず、性格や内容にも立ちあらわれるのである。今後は、輩出された教員の質に一層明確に関わると思われる教員養成所の性格や内容についても、事例研究の積みかさねが行われ、そのうえで教員供給源全体が果たした役割を明らかにしていくことが課題であると考えられる。

---

1 山田昇「Ⅱ 明治国家の教師像と養成機構の整備」中内敏夫・川合章編『日本の教師6 教員養成の歴史と構造』明治図書、1974年、144ページ。

2 この改正作業の経過については、拙稿「明治30年代における小学校教員養成制度構想－師範教育令改正作業と教員養成制度の原則をめぐる動向－」（『愛知大学教職課程研究年報』創刊号、2011年12月）参照。

3 同上拙稿、64～65ページ。

4 本稿では便宜上、1900年の小学校令改正以後の名称を用いる。

5 本稿執筆にあたり参照した教員養成所に関する規程は次のようである。

①「山形県小学校准教員養成所規則」1898年県令第13号（同編集委員会編『山形県教育史資料第二巻』1977年）、②「郡立小学校教員講習科規程」1899年栃木県訓令第23号（下野私立教育会『学令彙纂』1903年）、③「福岡県小学校准教員養成所準則」1899年県訓令第15号（平田宗史『福岡県教員養成史研究戦前編』海鳥社、1994年）、④「愛媛県尋常小学校准教員養成所規程」1899年（『愛媛大学教育学部百年史』1984年）、⑤「郡市立尋常小学校准教員養成所規則」1900年県令第37号（群馬県行政文書「明治三十三年講習」）、⑥「大沼郡准教員候補生養成所規程」1900年（『福島大学教育学部百年史』1974年）、⑦「郡立尋常小学校准教員養成所準則」1900年和歌山県訓令甲第96号（紀伊教育会編『学事法令彙纂』1902年）、⑧「紀伊教育会伊都支会教員養成所規則」（『紀伊教育』第88号、1900年5月25日）⑨「准教員講習所規程」1901年道庁訓令第39号（同教育研究所編『北海道教育史全道編三』1963年）、⑩「郡市立准教員養成所ニ関スル規程」1901年県訓令第85号（岡山県吉備郡会『岡山県吉備郡会参考例規』1911年）、⑪「恵那郡立小学校准教員養成所規則」（同教育委員会『岐阜県教育史通史編近代二』2002年）、⑫「小学校教員養成所規程」（『文部省例規類纂』所載、1904年）、⑬「山形県小学校教員臨時養成所規程」1908年県令第4号（前掲『山形県教育史資料第三巻』）、⑭「尋常小学校准教員養成所ニ関スル規程」1908年（静岡県教育協会編『現行教育法規類聚』1909年）、⑮「私立愛媛教育協会小学校教員養成所規程」1908年（同教育委員会編『愛媛県教育史第一巻』1971年）、⑯「尋常小学校正教員養成所ニ関スル規程」1909年（静岡県教育協会編『教育法規類聚』1912年）。

6 たとえば、先駆的には笠間賢二「小学校教員検定に関する基礎的研究－宮城県を事例として」（『宮城教育大学紀要』第40号、2005年）、井上恵美子『戦前日本の初等教員に求められた教職教養と教科専門教養に関する歴史的研究』（科学研究費補助金研究成果報告書、2006年）をはじめとする両氏の諸論考を参照されたい。また、最近の研究成果として丸山剛史氏を中心とした『戦前日本の初等教員養成における初等教員検定の意義と役割に関する通史的事例研究』（科学研究費補助金研究成果報告書、2014年）には、丸山氏のほか前掲の井上氏、山本朗登氏、遠藤健治氏、釜田史氏の論考が収められている。

7 以上、佐藤幹男『近代日本教員現職研修史研究』風間書房、1999年、237～240ページ。

8 逸見勝亮「師範学校制度史研究の課題と方法」『北海道大学教育学部紀要』第34号、1979年、63～64ページ参照。

9 以下本節の内容については、註2に示した別稿と重なる部分が多くある

が、引用部分については煩を厭わずに出典を明示しておく。

10 「内外雑纂 女子師範学校の設置」『教育時論』第556号、1900年9月25日、15～16ページ。

11 以上「時事彙報 師範学校令改正の要旨」『教育時論』第562号、1900年11月25日、34ページ。

12 以下本稿中の高等教育会議諮問案については、「秘 第五回高等教育会議諮問案第一 師範教育ニ関スル事項」（澤柳政太郎私家文書（以下「澤柳文書」と略称）、製10-19-1、活版）および「諮問案第一 師範教育ニ関スル事項」（澤柳文書、製10-36、蒟蒻版）による。また、実際に決議された内容については、高等教育会議決議録（北海道大学附属図書館佐藤昌介文庫蔵）を参照。

13 「時事彙報 高等教育会議々事及其の結果」『教育時論』1901年1月5日、59ページ。

14 「時事彙報 第五回高等教育会議」『教育時論』第565号、1900年12月25日、31ページ。

15 「師範学科取調委員長報告ノ件」（澤柳文書、製12-26-1）。

16 澤柳文書、追加2-139-1。ただし「本件ハ局長ノ御下命ニ基キ…列記」されていることから、澤柳自身による文章というよりは彼の考えが反映されたものとみられる。

17 「地方長官諮問事項」（澤柳文書、追加2-129）。

18 それぞれ、澤柳文書、製12-29-1、製12-29-3、製12-30。

19 「秘 師範教育令施行規則案」（澤柳文書、追加II-100）。

20 澤柳文書、製10-61。

21 『長崎県庁文書 閣省訓令訓示達 明治26～38年』10-24ページ、国立教育政策研究所教育図書館蔵。

22 明治30年8月20日、秋発甲六九九号、秋田県照会。

23 秋田県教育委員会編『秋田県教育史第五卷通史編一』1985年、1143～1146ページ。

24 明治31年9月6日、収三第三〇四七号、山形県照会。

25 「郡費ヲ以テ小学校准教員養成所設置並職員取扱方」（明治34年2月18日、三第三九八号、愛知県照会）。

26 明治37年2月17日、学甲第二〇四号、岡山県申請。註5の⑫はこれに含まれる。

27 明治43年4月15日、戊三普二四号、三重県へ普通学務局通牒。

28 無試験検定については受験者全員が合格したわけではないことが明らかになっている（前掲井上報告書）。無試験検定を直接的養成と捉えることには留保が必要であり、その意味については可否の判別方法等、その内実が明

らかにされた上で論じられるべきものと思うが、ここでは教員養成所の修了自体が無試験検定の要件になっていることを重視したい。

29 前掲佐藤書、249～262ページなど。

30 これ以前に尋常小学校准教員養成を2か年以上で行っているものは見当たらない。その後、註5、⑭の規程が10か月、240日以上の教授を行うとしている。240日以上の教授日数は師範学校の年間教授日数200日を超えている。

31 丸山剛史「5. 静岡県の場合－小学校教員検定受験者の免許状上進過程と受験動機－」（前掲井上報告書）、129～130ページ。

32 「師範学校規程第七十条ニ依ル小学校教員講習科卒業者ノ教員検定ハ試験ヲ關キ差支ナシ」（明治43年2月24日、内三丙第四一号、福井県照会）。師範学校規程のうち尋常小学校本科正教員レベルの講習科については、すでに学科程度と毎週の教授時数の標準が示されていた（「師範学校尋常小学校本科正教員講習科学科程度及毎週教授時数」（明治41年6月4日、申発普二〇一号、各地方庁へ普通学務局通牒））。